岡山県院内保育運営事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、病院及び診療所等における医療従事者のために、院内保育施設を運営する 事業に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山 県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。)及びこの要綱等に 定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 この補助金は、別表の第2欄に定める事業を対象とする。

(交付の目的)

第3条 この補助金は、岡山県における病院及び診療所等の医療従事者の離職防止及び再就業促進を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第4条 この補助金は、前条の目的の達成に資するため、別表の第2欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表の第3欄に掲げる者に対し交付する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、第5条の申請をすることができない。
 - 一 暴力団員等(岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)に該当する者
 - 二 暴力団(岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等の統制下にある者
 - 三 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 この補助金の額は、補助事業に要する別表の第4欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(ただし同表の第5欄に定める額を限度とする。)と総事業費から診療収入額及び寄付金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額(以下「交付基礎額」という。)に、同表の第6欄に定める率を乗じて得た額(ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)を上限とし、予算の範囲内で知事が定める額とする。

(交付申請)

第5条 この補助金の交付申請は、補助金交付申請書(様式第1号)に別表の第7欄に掲げる申 請添付書類を付して、毎年度知事が別に定める日までに行わなければならない。

(交付の条件)

- 第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - 一 補助事業を実施する者(以下「補助事業者」という。)の補助事業に係る関係書類の保存に ついては、次のとおりとする。
 - ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出についての証拠書類及び調書を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類及び帳簿を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

また、証拠書類等の保管期間が満了する前に補助事業者が解散する場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は知事)に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

- 二 この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担 又は補助を受けてはならない。
- 三 その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。
- 四 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遅延等報告書(様式第2号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。
- 五 補助事業者は、知事の求めに応じ、この補助事業の実施状況について、事業実施状況報告 書(様式第2-2号)により知事に報告するものとする。
- 六 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第3号)により速やかに知事に報告しなければならない。

ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。

なお、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部 又は一部を県に納付させることがある。

- 七 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- 八 取得財産等で価格が単価 50 万円以上(事業者が地方公共団体以外のものの場合は 30 万円以上)の機械及び器具について、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成 20 年厚生労働省告示第 384 号)に定める期間を経過するまでに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄しようとするときは、あらかじめ、取得財産処分承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 九 知事の承認を受けて財産を処分することにより補助事業者に収入があった場合には、その 収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 十 補助事業者が、知事の承認を受けて、転用、無償譲渡、無償貸付、交換、取り壊し又は廃棄等の財産の処分を行うにあたっては、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分基準(大臣官房会計課長発平成20年4月17日付け会発第0417001号)第4の2の規定を適用して算出した財産処分納付金額を、県に納付させることがある。

(申請の取下げのできる期間)

第7条 補助事業者が規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付決定の 日の翌日から起算して15日を経過する日までとする。 (変更承認申請等)

- 第8条 補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情により、事業の内容の変更等をしようとする場合には、別表の第7欄に掲げる申請添付書類に準じる書類を付して、変更(中止、廃止)承認申請書(様式第5号)により、知事の承認を受けなければならない。ただし、規則第10条の規定による軽易な変更については次のとおりとする。
 - 一 20%を越えない対象経費又は補助金の減額を行う場合
 - 二 補助の目的及び内容に影響を及ぼさない場合

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了後1か月以内(第8条により中止 又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月以内)又は補助金の 交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(様式第6号) に別表の第8欄に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第10条 知事は、前条の規定による補助事業実績報告書の提出があった場合には、必要な検査を 行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に 適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書により当該補助事業者 に通知するものとする。
- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える 補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額について年 10.95%の割合で計算した額の延滞金を徴するものとする。

(雑目()

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、この補助金の交付について必要な事項は、知事 が別に定める。

附則

- この要綱は、平成29年9月19日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。
- この要綱は、平成30年9月25日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。
- この要綱は、令和7年9月29日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

別表

1	衣 2	3	4	5	6	7	8
番号		事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	申請添付書類	実績添付書類
1	院	十字社		別紙1のとおりなお、実施主体が、医療法第31条の規定による公的医療機関の開空生省告示の規定による公的医療機関の開発167号)に対た者に規定された名福祉法する場合は、は、10.9を対けては、10.9を対し、0.9をできる。	C-2型、 C-3型は 1/3以	様式式第27-2号 標業式第27-2号 標様式第27-6号 模様式第27-6号 模様式第27-6号 標様式第27-6号号 標準式第27-8身 標準式第27-8身 標準式第27-8身 標準式第27-8身 標準的 第位 第位 第位 第位 第位 第位 第位 第位 第位 第位 第位 第位 第位	書) 委託精算書(院内保 育事業を委託した場 合に限る。)

[※]第7欄の「予算書」、第8欄の「決算書」は、当該事業に関する部分の抄本を添付すること。

別紙1(院内保育運営事業)

	基		準		額		
種別	基	本	額	ĺ	加	算	額
A 型 特 例	1人×180,800円× 運営月数-保育料 収入相当額 ※	B型物 C-3 保育施	型特例、A 特例、C - 3 型にあっ 面設の運営	2型及で ては、院 に係る記	が 額に、 内 える。 ひ		重出した 重額を加
A 型	2人×180,800円× 運営月数-保育料 収入相当額 ※	基づく 左記に 乗じる たた	ĔĹ, C-	整率を、 した額 1型及で	24時間化 る施設 23,410F バ		
В 型	4 人×180,800円× 運営月数一保育料 収入相当額 ※	年を経につい	R育施設設 R通していいては、 とする。	ないもの	か 緊急一時	九	
B 型 特 例	6 人×180,800円× 運営月数-保育料 収入相当額	区 分	負担能 力指数	調整率	児童保育 施設 10,670F		
	*	基	5未満	1. 0			
C-1型	1人×180,800円× 運営月数-保育料 収入相当額	本	5以上 20未満	0.8	休日保育 施設 11,630F		
	*	額	20以上	0.6			
C - 2型	2人×180,800円× 運営月数-保育料 収入相当額 ※						
C - 3型	4 人×180,800円× 運営月数-保育料 収入相当額 ※						
						चा\श्र ा ०	

[※] 保育料収入相当額及び負担能力指数の算出方法については、別紙2に定める。

保育料収入相当額及び負担能力指数の算出方法

1 保育料収入相当額は、24,000円に保育月数及び保育児童上限数を乗じた金額の合計額とする。保育児童上限の人数は、表1のとおりである。

表 1	保育児童	下以出	人粉
衣 1		그다.	八奴

種 別	保育児童	
A型特例、C-1型	1人	
A型、C-2型	4人	
B型、C-3型	10人	
B型特例	18人	

2 負担能力指数とは、補助を受けようとする年度の前々年度の病院決算における当期剰余金を、補助を受けようとする年度の院内保育所運営費に係る設置者負担額(院内保育 運営費補助事業補助金交付前の額)で除した数値とする。

ただし、院内保育施設運営費は、院内保育施設運営費支出予定額と以下に定める標準 経費とを比較して少ない方の額とする。

標準経費=(保育士等の数×標準人件費)+その他の経費

注(1)保育士等の数は、当該年度の4月の院内保育施設利用職員の児童数を、以下に定める院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の算出基準児童数で除して得た数値(小数点第2位を四捨五入する。)とする。

ただし、算出された保育士等の数がC-1型にあっては1人、A型特例、A型及びC-2型にあっては2人、B型及びC-3型にあっては4人、B型特例にあっては10人を下回る場合は、当該院内保育施設の保育士等の数は、C-1型1人、A型特例、A型及びC-2型2人、B型及びC-3型4人、B型特例10人とする。

(2) その他の経費は、院内保育施設運営費支出予定額から保育士等の職員の人件費を除いた経費のうちの知事が認めた額とする。

ただし、借入金の返済、土地購入費等の資本取引に係る経費及び保育士等の職員 の給食費等院内保育施設の運営費以外の費用は認めないものとする。

- (3)標準人件費は、以下に定める院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費とする。
 - ア 院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数算出基準児童数 2.6人
 - イ 院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費 年額3,186,000円